

## 宮城教育大学機関リポジトリ運用指針

平成 25 年 6 月 19 日  
附属図書館運営委員会制定

### (目的)

第 1 条 この指針は、宮城教育大学（以下「本学」という。）において運用する宮城教育大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 リポジトリは、本学の教育・研究活動において作成された学術研究成果及び本学が所蔵する学術情報（以下「成果物等」という。）を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに社会への貢献を果たすものである。

### (委員会)

第 3 条 リポジトリの運用に関し必要な事項の審議・決定は附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会の庶務は、学術情報課において処理する。

### (管理及び運用)

第 4 条 リポジトリの管理及び運用は、学術情報課が行う。

### (登録資格者)

第 5 条 リポジトリに成果物等を登録することができる者（以下「登録資格者」という。）は以下のとおりとする。

(1) 個人登録者（著作権が個人に属する場合）

イ 本学に在籍する役員・教員・職員（非常勤を含む）

ロ 本学大学院に在籍する者

ハ 本学に教員・職員として在籍したことがある者

(2) 団体登録者（著作権が団体に属する場合）

本学の学部・コース、研究科・専攻・研究室、センター等を母体とする団体

(3) その他、趣旨に合致すると認められる者

### (登録対象資料)

第6条 リポジトリに登録できる成果物等は、登録資格者自らが作成に関与したもので、かつ以下に該当するものとする。

- (1) 大学紀要
- (2) その他

2 第1項に掲げるものについては、法令等遵守事項及び社会通念等に照らして問題が生じないものに限る。

#### (登録)

第7条 登録資格者は、所定の手続きにより、自らが作成に関与した成果物等の登録を学術情報課に依頼することができる。

#### (公開)

第8条 学術情報課は、登録された成果物等が、著作権法その他の関係法令に照らして問題がないことを確認した上で、インターネットに無償で公開する。

2 学術情報課はネットワークを通じて成果物等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

#### (許諾)

第9条 登録する成果物等については、学術情報課はその公開について登録資格者から以下について書面等による許諾を受けるものとする。

- (1) 成果物等本体の画面での閲覧
- (2) 成果物等本体のプリントアウト
- (3) 成果物等本体のダウンロード及び保存
- (4) 成果物等の参照及び引用

#### (共著者等がいる場合の許諾)

第10条 登録しようとする成果物等に共著者（あるいは製作に深く関わり著作権を有する者）がいる場合は、あらかじめ登録資格者がこれらの許諾を得るものとする。

#### (登録された成果物等の扱い)

第11条 登録された成果物等の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 成果物等の著作権は著作権者が有する
- (2) 成果物等を電子的に複製し、リポジトリに格納する
- (3) ネットワークを通じて無償で公開する
- (4) 学術情報課は提供された成果物等を適切な状態で保存する。保存年限について

は、リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合を除き、無期限とする。

#### **(成果物等の削除)**

第12条 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された成果物等を削除する。

- (1) 登録資格者が所定の手続きで削除を申請した場合
- (2) 盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合
- (3) その他、委員会が特に認めた場合

2 前項第2号及び第3号により削除した場合、委員会は削除理由を付して登録資格者に対して遅滞なく通知する。

#### **(免責事項)**

第13条 本学は、リポジトリに登録された成果物等を利用することで発生した個人及び団体の登録資格者、著作権者又は利用者の損害・不利益については、一切の責任を負わないものとする。

#### **(雑則)**

第14条 この方針に定めるものの他、リポジトリの運用に必要な事項は、委員会において定める。

#### **(改廃)**

第15条 この方針の改廃は、委員会の議を経て、学長がこれを定める。

#### **附 則**

この方針は、平成25年6月19日から施行する。